

# 『学習開発学研究』刊行規程

平成 20 年 11 月 27 日制定  
平成 25 年 8 月 29 日改訂  
平成 28 年 5 月 26 日改訂  
平成 29 年 5 月 25 日改訂  
教育学研究科学習開発学講座承認

## 第 1 編集委員会

『学習開発学研究』(以下、本誌とする)の編集は編集委員会が行う。編集委員は広島大学大学院教育学研究科学習開発学講座(以下、学習開発学講座とする)に所属する専任教員(外国人研究員は含まない)の中から学習開発学講座会議において選出される。編集委員長は、委員の互選による。その任期は 2 年とする。

## 第 2 刊行回数および配布先

本誌は、原則として年 1 回刊行する。配布先は国内の大学・研究機関および関連機関等とする。配布先の詳細については編集委員会において定める。

## 第 3 内 容

- (1) 本誌は、学習開発学に関する論文・報告等を掲載するものとする。
- (2) 投稿論文は、未発表のものに限る(ただし、口頭発表はこの限りではない)。
- (3) 投稿論文以外の論文・報告等のテーマおよび執筆者は、編集委員会が決定し、依頼する。

## 第 4 投稿資格

- (1) 本誌に単独又は連名の場合の筆頭著者として投稿できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - ① 学習開発学講座に所属する専任教員(外国人研究員を含む)
  - ② 学習開発学講座に所属した旧教員(外国人研究員を含む)
  - ③ 広島大学大学院教育学研究科博士課程後期教育学習科学専攻学習開発学分野学習開発基礎・支援領域(旧学習開発専攻学習開発基礎支援分野を含む)の在籍生及び日本学術振興会特別研究員(PD)
  - ④ 広島大学大学院教育学研究科博士課程前期学習開発学専攻学習開発基礎専修の在籍生(ただし指導教員が連名で共同執筆者となること)
  - ⑤ 広島大学大学院教育学研究科博士課程後期教育学習科学専攻学習開発学分野学習開発基礎・支援領域(旧学習開発専攻学習開発基礎支援分野を含む)の修了生及び過去の在籍生、ならびに広島大学大学院教育学研究科博士課程前期学習開発学専攻学習開発基礎専修(旧学習科学専攻学習開発基礎支援分野を含む)の修了生
  - ⑥ 学習開発学講座が組織する研究・指導プロジェクトの構成員
  - ⑦ その他編集委員会が特に認めた者
- (2) 連名で投稿する場合、前号以外の者を共同研究者として投稿者に加えることができる。

## 第 5 投稿編数及び経費の負担

- (1) 投稿編数は、原則として 1 人につき単独投稿、連名投稿各 1 編までとする。  
ただし、連名投稿のみの場合は、原則として 2 編までとする。なお、編集委員会が依頼したも

のは、この投稿編数に含めない。

- (2) 刷り上がりの論文頁数が、10 頁を超える場合の経費は、一部を投稿者の負担とすることがある。
- (3) カラー印刷やアート紙等、特別の経費を必要とする場合は、投稿者の負担とする。
- (4) 抜刷が 30 部を超える場合の経費は、投稿者の負担とする。

#### 第 6 投稿手続き

- (1) 単独または連名の場合の筆頭著者として投稿を希望する者は、編集委員会が定める期日までに所定の申込み用紙を編集委員会に提出する。
- (2) 論文原稿は、編集委員会が定める期日までに完全原稿として、編集委員会に提出する。提出後の加筆・修正は、原則として認めない。

#### 第 7 原稿執筆要領

投稿原稿は、別に定める『学習開発学研究』執筆要項に従って執筆されなければならない。この要項に従わない原稿は、原則として受理しない。

#### 第 8 論文・報告等審査手続き

受理された論文・報告等は、編集委員会において審査され、掲載が妥当であると判断されたものが採択される。

#### 第 9 著作権

- (1) 本誌に投稿された論文の著作権は、学習開発学講座に属する。
- (2) 著作者が自らの著作物を利用するときは、学習開発学講座として何ら制約しない。

#### 第 10 雑 則

- (1) この規程の施行に関して必要な事項は、編集委員会が別に定める。
- (2) この規程の改訂は、編集委員会で審議し、学習開発学講座会議の承認を得るものとする。

#### 附則

この規程は、平成 20 年 11 月 27 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。